

平成29年度 入札契約制度の改正について

瑞浪市の建設工事および建設コンサルタント業務等にかかる入札契約制度について、平成29年4月1日以降に入札公告または指名通知を行う案件より、次のとおり改正します。

■ 1. 低入札調査基準価格の算出方法の改正

ダンピング受注防止対策の拡充を図るとともに、公共工事の品質確保の担い手の賃金を適切に確保することを目的とし、低入札調査基準価格の算出方法における直接工事費と現場管理費の算入率を引き上げます。

【改正前】

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.80 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$

(ただし、予定価格の7割から9割の範囲内)

【改正後】

$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.90 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.08$

(ただし、予定価格の7割から9割の範囲内)

■ 2. 前払金制度の改正

瑞浪市前払金取扱要綱に基づき支払う前払金の拡充を図るため、次のとおり改正します。

(1) 前払金の用途拡大

- ・前払金を充当できる費用として、新たに「当該工事の現場管理費及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用」を追加します。
- ・これらの費用については、前払金額の100分の25を上限として充当できます。
- ・中間前払金は、この用途拡大の対象外です。

(2) 前払金請求手続きの簡素化

前払金請求時に添付していた「前払金使途明細書」の添付を不要とします。

(3) 建設コンサルタント業務等における前払金支払基準の緩和

建設コンサルタント業務等（設計又は調査、測量）における前払金支払基準を緩和します。

【改正前】

(設計又は調査) 1件の請負金額が 2,000万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査
(測 量) 1件の請負金額が 2,000万円以上の測量

【改正後】

(設計又は調査) 1件の請負金額が 500万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査
(測 量) 1件の請負金額が 500万円以上の測量

■ 3. 契約書約款の改正

主な改正内容は次のとおりです。

- ①社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止することを明記します。(工事)
- ②破産管財人による契約解除があった場合における受注者の違約金支払義務を明記します。(工事)
- ③独占禁止法の改正（審判制度の廃止）に伴い、条文を整備します。なお、既に締結した契約書においては約款条項を読み替えるものとします。(工事・委託業務)